

# フレキシブル継手に関する仕様書

## 1 目的

この仕様書は、越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和 36 年 3 月 22 日条例第 5 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）が指定するフレキシブル継手について、形状及び構造並びに材質等を定め、給水材料が有する性能を明確にするとともに、承認を希望する者（以下「申請者」という。）に対し、承認を行う上で必要な事項を定める事を目的とする。

## 2 承認手続き

申請者は、承認を得ようとする給水材料について、指定給水材料使用承認申請書（第 1 号様式）を提出するとともに、この仕様書に定める事項のほか、製作図、その他関連法令を遵守の上、試作品を 1 体製作し、試作品のほか、試作品に対する各試験成績表、製作図、その他の関連書類等を企業団に 2 部提出すること。

企業団は、申請者から提出された、試作品、各試験成績表、製作図、その他関係書類等を確認し、審査の結果、適合と認められた場合は指定給水材料使用承認書（第 2 号様式）を交付する。

## 3 フレキシブル継手の仕様

### (1) 規格

(ア) 水道法施行令（昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号）第 5 条の規定及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号）に基づくこと。

(イ) 社団法人日本水道協会認証登録品であること。

### (2) 種類

フレキシブル継手の種類は次のとおりとする。

(ア) 両端部が絶縁袋ナットであること。

(イ) 端部が絶縁袋ナット、ステンレス鋼鋼管であること。

(ウ) 端部が絶縁袋ナット、伸縮可とう式継手であること。

(エ) 端部が絶縁袋ナット、高密度ポリエチレン管（呼び径 20 mm 又は 25 mm）又は配水用ポリエチレン管（呼び径 50 mm）であること。

### (3) 呼び径及び全長

(ア) 種類 (ア) の呼び径及び全長は表 1 のとおりとする。

表 1…フレキシブル継手の呼び径及び全長 ①

呼び径	全長
13,20,25,40,50	3,000 mm 以下

(イ) 種類 (イ) 及び (ウ) の呼び径及び全長は表 2 のとおりとする。

表 2…フレキシブル継手の呼び径及び全長 ②

呼び径	全長
25,50	3,000 mm以下

(ウ) 種類 (エ) の呼び径及び全長は表 3 のとおりとする。

表 3…フレキシブル継手の呼び径及び全長 ③

呼び径	全長
20,25,50	3,000 mm以下

#### (4) 性能

フレキシブル継手は下記の性能を有するものであること。

(ア) 耐圧性能 (JIS S 3200-1)

(イ) 浸出性能 (JIS S 3200-7)

#### (5) 形状及び構造

フレキシブル継手の形状及び構造は次のとおりとする。

(ア) 絶縁袋ナットは、管用平行めねじ (JIS B 0202(G)) とし、スムーズに回転すること。

(イ) 伸縮可とう式継手は、JWWA G 116 の性能に適合していること。

(ウ) 高密度ポリエチレン管は、呼び径 20 mm の場合は外径 27 mm、呼び径 25 mm の場合は外径 34 mm であること。

(エ) 配水用ポリエチレン管は、社団法人日本水道協会規格品であること。

(オ) 付属するパッキンは、メタル入りパッキンであること。

(カ) 保護チューブは、有害なキズ、はく離等がなく、両端末は金具に密着していること。

#### (6) 外観

目視で確認できるキズ、ひび割れ、その他使用上の有害な欠点があってはならない。

#### (7) 材質

(ア) チューブの材質は、SUS316L であること。

(イ) 袋ナットの材質は、鉛レス青銅合金であること。

(ウ) ステンレス鋼鋼管の材質は、SUS316 であること。

(エ) 伸縮可とう式継手の締付けナットの材質は、SUS304 であること。

#### (8) 表示

フレキシブル継手には、容易に確認できる箇所に呼び径及び製造業者又はその略号を表示すること。

## 4 メタル入りパッキンの仕様

### (1) 材質

(ア) パッキンの材質は、エチレンプロピレンゴム (EPDM) 又はアクリロニトリルブタジエンゴム (NBR) とする。

- (イ) 硬度は、70～80 とする。
- (2) 品 質
  - (ア) 水に臭気又は味を与えるもの及び水に溶出して水質に悪影響を及ぼすものを含んではならない。
  - (イ) 外観は組成が均等なものであって、表面は滑らかで、目視で確認できるキズ、ひび割れ、泡、巣、異物の混入、その他使用上の有害な欠点があってはならない。
- (3) 規 格
  - パッキンは、JIS K 6353 又は JWWA K 156 の規格に適合していること。

## 5 試 験

給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成 9 年厚生労働省告示第 111 号）に定める方法により行うこと。

## 6 そ の 他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、随時企業団と協議を行うこと。
- (2) 当該製品が、水道法施行令（昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号）第 5 条及び越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 1 号）第 4 条の規定に基づいていること。
- (3) 当該製品については、継続して安定した供給が可能であること。

## 附 則

この仕様書は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

## 指定給水材料使用承認申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団  
企 業 長 宛

住 所

申 請 者 名

印

下記製品について、指定給水材料としてご承認いただきたく、関係書類を添付の上、申請いたします。

記

### 1 申請器材

品 名 :

仕 様 :

### 2 添付書類

水企施第 号  
年 月 日

申請者名

様

越谷・松伏水道企業団  
企業長

指定給水材料使用承認書

年 月 日付で申請のありました標記の件につきまして、審査の結果、  
下記のとおり使用承認いたします。

記

1 承認器材

品名：

仕様：

2 承認日

年 月 日